

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月26日

京都市長 門川 大作

## 京都市規則第 87 号

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の2から第1条の4までを削る。

第2条を次のように改める。

### 第2条 削除

第3条第2項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる」を「対象者（条例第2条第1項各号列記以外の部分に規定する対象者をいう。以下同じ。）及びその配偶者等（同項第3号に規定する配偶者及び主としてその者の生計を維持するものをいう。）の前年（申請が1月から7月までの間であるときは、前々年とする。）の所得税が課されていないことを証明する」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「前項各号に掲げるもの」を「前項に規定する書類」に改める。

第10条第1項第1号中「100分の10」を「100分の20」に改め、同項第2号中「高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項」を「国民健康保険法第42条第1項第4号」に、「同項第2号」を「同号」に改め、同条第2項第1号中「高齢者の医療の確保に関する法律第84条」を「70歳に達する日の属する月の翌月に受ける療養に係る国民健康保険法第57条の2」に改め、同項第2号中「高齢者の医療の確保に関する法律第85条」を「70歳に達する日の属する月の翌月に受ける療養に係る国民健康保険法第57条の3」に改める。

第11条第1項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 京都市重度心身障害者医療費支給条例又は京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定による医療費の支給を受けることができることとなったとき。

第12条第1項第2号中「第4号」を「第5号」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日か

ら施行する。

(準備行為)

- 2 受給者証の交付その他これを交付するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 この規則による改正後の京都市老人医療費支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)